

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に当り
たるときは、その翌日)

◇ 告 示

被爆者一般疾病医療機関の指定
保険医の登録

結核予防法による指定医療機関の辞退

昭和四十七年十二月鳥取県告示第九百五十六号の一部改正

土地改良事業の認可 (三件)

土地の用途廃止 (七件)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (二件)

都市計画事業の認可

◇ 公 告

毒物劇物取扱者試験の実施
報 地方職員共済組合定款の一部変更等

◇ 雑 報

告 示

鳥取県告示第七十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年法律第四十一号) 第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年一月十三日	米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市博労町三丁目 八〇一

鳥取県告示第七十五号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松下理一	鳥齒第三二一號	昭和四十八年一月十日

鳥取県告示第七十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十七年十二月三十日	佐々木 医 院	西伯郡中山町田中 六四六の一

鳥取県告示第七十七号

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県笠岡市」を「岡山県笠岡市
岡山県真庭郡落合町」に改める。

鳥取県告示第七十八号

米子市長から申請のあつた市営土地改良（皆生地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二

十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十九号

河原町長から申請のあつた町営土地改良（弓河内地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十号

北条町長から申請のあつた町営土地改良（米里地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
鳥取市秋里字上土居九二九番地先から同市秋里字上土居九三五番六地先まで		七一・七三	道路敷
鳥取市秋里字上土居八八一番八地先		一三・七五	道路敷
鳥取市秋里字上土居九三五番一〇地先から同市秋里字上土居八八二番六地先まで		二五・二六	水路敷

鳥取県告示第八十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十八年一月十九日

場	所	(面 平方メートル)	用途
鳥取市湖山町字柳田八五七番三地先		二八・八〇	道路敷

鳥取県告示第八十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十八年一月二十六日

場	所	(面 平方メートル)	用途
倉吉市荒神町字鎌元二五六番三三三地先から同市荒神町字鎌元二六一番六地先まで		二二・三二	道路敷

鳥取県告示第八十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十八年一月二十六日

場	所	(面 平方メートル)	用途
倉吉市越殿町字藪ノ沖一四〇九番五地先		二五・六五	水路敷
倉吉市越殿町字藪ノ沖一四〇八番地先		二二・九五	水路敷

鳥取県告示第八十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十八年一月二十六日

場	所	(面 平方メートル)	用途
八頭郡用瀬町大字用瀬字中坂八五四番地先から同町大字用瀬字中坂八五五番地先まで		一五・〇四	道路敷

鳥取県告示第八十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
東伯郡関金町大字関金宿字土手ノ内一七八番一 地先から同町大字関金宿字土手ノ内一八三番地 先まで		二一・六四	道路敷
東伯郡関金町大字関金宿字土手ノ内一七九番地 先から同町大字関金宿字土手ノ内一八〇番地 先まで		二四・二〇	水路敷

鳥取県告示第八十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市東町一丁目二〇一番地先から同市東町一 丁目三二四番地先まで		一四九・二〇	水路敷

鳥取県告示第八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子駅裏土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

米子駅裏土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十六年一月十六日から昭和四十八年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市目久美町の一部

〃 道笑町三丁目の一部

四 事務所の所在地

米子市中町二十番地

(米子市役所建設部都市計画課内)

五 設立認可の年月日

昭和四十六年一月十六日

六 変更認可の年月日

昭和四十八年一月十九日

鳥取県告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画下水道の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画墓園事業第二号境港中央墓園

三 事業施行期間

昭和四十六年一月二十六日から昭和五十二年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取県境港市中野町字三窪田、下三窪田、字南大工田、字南原及び字

北大工田地内

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和48年1月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 期間及び場所

昭和48年3月1日(木曜日)午前10時から午後4時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農薬用品)毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他の取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農薬用品)毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表

第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて所轄保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真(申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの)2枚

(4) 精神病者若しくは麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおし、つんば、盲若しくは色盲でないことを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和48年2月13日まで

(参考)

毒物及び劇物取締法施行細則別記第1号様式

毒物劇物取扱者試験申請書

毒物劇物及び劇物取締法第八條第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験を受けたので履歴書、戸籍抄本及び写真を添えて申請します。

年 月 日

氏

名 印

鳥取県知事 氏

名 殿

本籍	
住所	
氏名	
生年月日	
試験の種類	

備考

1 試験の種類欄には、農業上必要な毒物及び劇物についてのみの取扱者試験を受けようとする者は「農業用」その他の者は「一般」と記載すること。

2 使用する用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七ミリ、横一八二ミリ)を用い、墨又はインクで記載すること。

報 雑

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定により地方職員共済組合定款の一部変更並びに地方職員共済組合定款第34条の規定により昭和47年度変更事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和48年1月26日
地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

第1 地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款（昭和37年12月1日）の一部を次のように変更する。

- (1) 第22条第3号中「栃木県県央南部地域開発事業団」を「栃木県県央地域開発事業団」に改める。

附 則

この変更は、昭和47年7月25日から適用する。

- (2) 第26条第2項中「他の法令の規定」を「他の法令の規定（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の2の規定を除く。）は地方公共団体の条例の規定」に、「支給を受けたときは」を「支給を受けることとなるときは」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- (3) 老人福祉法第10条の2の規定により組合員の被扶養者が老人医療費の支給を受けることとなる場合においては、当該被扶養者に係る家族療養費附加金は、支給しない。

附 則

この変更は、昭和48年1月1日から施行し、昭和48年1月分以後の診療に係る家族療養費附加金について適用する。

第2 昭和47年度変更事業計画及び予算の要旨

1 変更事業計画

(1) 各経理共通事項

ア 組合員数等

区 分	現行計画	変更計画	比	較
組 合 員 数	354,487 人	355,103 人		616 人
給料（俸給）月額	千円 28,856,735	千円 30,482,414		千円 1,625,679
（組合員1人当たり）	81,404 円	85,841 円		4,437 円
被 扶 養 者 数	596,513 人	596,573 人		60 人
（組合員1人当たり）	1.68 人	1.68 人		0

イ 掛金及び負担金について給与改定の実施によりその計上額を改める。

ウ 職員給与について、給与改定の実施によりその計上額を改める。

エ 沖繩の旧公務員等共済組合等からの承継資産の額の確定によりその計上額を改める。

(2) 短期経理

給付等について、前年度決算及び最近における医療費のさう勢により計算を改める。

(3) 長期経理
給付等について、前年度決算及び給与の改定、年金の改定等により計算を改める。

(4) 保健経理
昭和46年度決算の結果に基づいて特別福祉経理資金を確定するとともに、その使途を次のとおりとする。

ア	保健事業費	2 支部	71,139千円
イ	不動産取得のための積立金	3 支部	30,329千円
ウ	宿泊経理への繰入れ	1 支部	14,000千円
	合 計		115,468千円

(5) 宿泊経理

ア	長期借入金の減		△ 144,544千円
イ	借入予定額を減ずるもの	4 支部	△ 73,608千円
イ	借入予定額を増加するもの	8 支部	393,640千円
ウ	配分保留額の減		△ 464,576千円
イ	保健経理により繰入金の増加 (特別福祉経理資金)	1 支部	14,000千円

(5) 貸付経理

ア 住宅貸付事業の資金需要増加の傾向にかんがみ当該貸付資金として長期経理からの借入金を1,418,939千円増額するものとする。

2 変更予算

変更事業計画に基づき各経理単位ごとに収入及び支出の各勘定並び

に資産、負債、及び基本的各勘定について計算を改めるものとし、その結果の概況は次のとおりである。

区 分	短 理 経 期			長 期 経 理			業 務 経 理			保 健 経 理			医 療 経 理		
	現 計	変 更	差 引	現 計	変 更	差 引	現 計	変 更	差 引	現 計	変 更	差 引	現 計	変 更	差 引
(収 入)															
掛 金・負 担 金	23,628,227	24,722,127	1,093,900	48,419,396	49,906,635	1,487,239	288,065	294,065	6,000	1,170,406	1,224,550	54,144	—	—	—
施 設 収 入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53,486	53,486	0	51,588	56,390	4,802
他 経 理 より 繰 入 金	—	—	—	—	—	—	156,811	156,811	0	—	—	—	—	—	—
利息及びその他収入	289,054	298,086	9,032	13,552,004	13,632,435	80,431	22,708	24,981	2,273	97,666	97,666	0	559,415	559,415	0
承 継 差 益	2,486	2,427	△ 59	—	—	—	884	518	△ 366	1,678	316	△ 1,362	—	—	—
前年度繰越支払準備金	3,235,929	3,202,100	△ 33,829	140,603	127,276	△ 13,327	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度繰越責任準備金	—	—	—	211,556,132	212,163,061	606,929	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	27,155,696	28,224,040	1,069,044	273,668,135	275,829,407	2,161,272	468,468	476,375	7,907	1,323,236	1,376,018	52,782	611,003	615,805	4,802
(支 出)															
給 付 金	24,165,508	24,045,162	△ 120,346	19,578,141	19,771,538	193,397	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役 職 員 給 与	—	—	—	—	—	—	272,170	286,394	14,224	38,800	47,008	8,208	214,681	220,390	5,709
飲 食 材 料 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 仕 入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支 払 利 息	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他 の 経 理 へ 繰 入	—	—	—	96,392	96,392	0	—	—	—	324,003	338,003	14,000	—	—	—
そ の 他 の 支 出	88	91	3	—	—	—	202,908	196,591	△ 6,317	840,644	912,452	71,808	390,644	391,302	658
次年度繰越支払準備金	4,042,145	4,017,811	△ 24,334	160,778	154,630	△ 6,148	—	—	—	—	—	—	—	—	—
次年度繰越責任準備金	—	—	—	253,832,824	255,806,847	1,974,023	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	28,207,741	28,063,064	△ 144,677	273,668,135	275,829,407	2,161,272	475,078	482,985	7,907	1,203,447	1,297,463	94,016	605,325	611,692	6,367
差 引 当 期 利 益 金	△ 1,052,045	161,676	1,213,721	—	—	—	△ 6,610	△ 6,610	0	119,789	78,555	△ 41,234	5,678	4,118	△ 1,560
年 度 末 支 払 準 備 金	4,042,145	4,017,811	△ 24,334	160,778	154,630	△ 6,148	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年 度 末 責 任 準 備 金	—	—	—	253,832,824	255,806,847	1,974,023	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年 度 末 積 立 金	1,159,520	2,058,283	898,763	—	—	—	91,759	91,759	0	413,807	413,807	0	203,565	203,565	0
年 度 末 剰 余 金	—	449,426	449,426	—	—	—	25,376	56,231	30,855	715,872	696,755	△ 19,117	58,598	52,069	△ 6,529

区 分	宿 泊 経 理			貯 金 経 理			貸 付 経 理			物 資 経 理		
	現 計	変 更	差 引	現 計	変 更	差 引	現 計	変 更	差 引	現 計	変 更	差 引
(収 入)												
掛 金 設 置	4,559,698	4,559,698	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他 經 理 上 の 収 入	261,114	275,114	14,000	—	—	—	—	—	—	269,980	269,980	—
利 息 及 び そ の 他 の 収 入	437,370	457,159	19,789	1,178,381	1,183,681	5,300	7,316,637	7,380,440	63,803	4,904,796	4,904,796	—
前 年 度 繰 上 差	20,352	29,527	9,175	—	—	—	14,176	—	0	14,176	—	—
前 年 度 繰 上 差	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前 年 度 繰 上 差	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前 年 度 繰 上 差	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	5,278,534	5,321,498	42,964	1,178,381	1,183,681	5,300	7,330,813	7,380,440	49,627	5,174,776	5,174,776	—
(支 出)												
給 役 員 給 料	1,517,556	1,604,156	86,600	64,673	65,092	419	104,764	109,959	5,195	315,086	345,120	30,034
商 飲 食 品 仕 入	1,460,484	1,460,484	0	—	—	—	6,967,011	6,997,735	30,724	—	—	—
他 の 経 理 上 の 支 出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 経 理 上 の 支 出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
次 年 度 繰 上 差	2,081,193	2,056,313	24,880	1,106,766	1,106,791	25	259,038	272,746	13,708	4,819,088	4,820,527	1,439
計	5,059,233	5,120,953	61,720	1,171,439	1,171,883	444	7,330,813	7,380,440	49,627	5,134,174	5,165,647	31,473
差 引	219,301	200,545	18,756	6,942	11,798	4,856	—	—	—	40,602	9,129	31,473
年 度 末 支 払 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年 度 末 支 払 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年 度 末 支 払 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年 度 末 支 払 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年 度 末 支 払 利 益	1,842,752	1,822,563	20,189	191,918	266,516	74,598	—	—	—	98,022	65,314	32,208